

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

株式会社百五銀行（頭取 杉浦 雅和）は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応を実施いたしますので下記のとおり、お知らせします。

本対応は、政府の「成長戦略実行計画」において「約束手形利用の廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれ、これを受けて全国銀行協会が「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との自主行動目標を掲げていることから、この取組みを推し進めるために実施するものです。

当行では、今後もお客さまに満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願ひ申しあげます。

記

1 手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応の概要

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手等は当座勘定からの支払ができなくなります。

最終振出期限 2026年9月30日(水)

(2) 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了

当行以外(他行)を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了します。

なお、当行を支払地とする手形・小切手等については、引き続き受付可能ですが、受付終了の時期が決まり次第、あらためてご案内いたします。

受付終了日 2026年9月30日(水)

2 手形・小切手の代替サービスの提供について

当行では手形・小切手等に替わる決済手段として以下のサービスをご用意しています。

サービスの種類	百五でんさいサービス、百五ダイレクトバンキング、百五法人ダイレクト、百五法人キャッシュカード、当座勘定キャッシュカード
手続方法	まずはお取引店にご相談いただくか、 当行HP (https://www.hyakugo.co.jp/corporate/service) をご覧ください。

以上